

自動販売機設置事業者募集要項

東大阪市消防局総務部総務課が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件について

別添の公募物件一覧表及び物件個別明細を参照のこと。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての使用許可を取り消します。

(1) 過去に自動販売機設置事業を行っていること

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること

① 成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥ 破産者で復権を得ない者

(3) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。

① 東大阪市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 東大阪市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 東大阪市との契約予定者が東大阪市と契約を締結すること又は東大阪市との契約者が契

約を履行することを妨げた者

- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により東大阪市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて東大阪市との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当の場合のみ）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 市税等の徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は平成22年4月1日から平成23年3月31日とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと東大阪市が判断する場合は、当初東大阪市が設定した公募条件を変更しないことを前提として当初許可から3年6ヶ月を限度に引き続き使用許可することができます。

② 使用料

東大阪市が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料（年額・税込み）とします。なお、物件により非課税となるものもあります。

使用期間が1年に満たないときは、決定した使用料を日割によって計算した額を使用料とします。

使用料は東大阪市の発行する納入通知書により、東大阪市の指定する期限までに全額納入してください。

③ その他必要経費等

光熱水費は子メーターの設置を原則とし、設置事業者の負担とします。

④ 設置条件

設置する自動販売機の大きさは、物件個別明細の設置位置図に設置可能範囲を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。

(2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2-(4)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、東大阪市の指示に従うこと。
- ⑤ 酒類・たばこの販売は行わないこと。
- ⑥ 販売品目は飲料品(乳飲料を含む。)とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ⑦ 別添の物件個別明細に記載の販売品目の条件を満たすこと。
- ⑧ 災害時の飲料水提供等の社会貢献事業が可能であること。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。

また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 使用許可の取消及び変更

市が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を東大阪市の請求することができ

ません。

4 応募申込手続き

(1) 申込方法

4- (2) に記載の必要書類を下記提出先へ持参してお申し込みください。(郵送による申込みは受けいたしません。) なお、提出方法について、『4- (3) 書類の提出について』をよくご確認の上提出してください。

申込受付期間 平成22年3月8日(月) ~ 平成22年3月10日(水)

【午前9時30分~正午、午後1時~午後5時】

提出先 東大阪市稲葉1丁目1番9号(東大阪市消防局5階)

総務部総務課

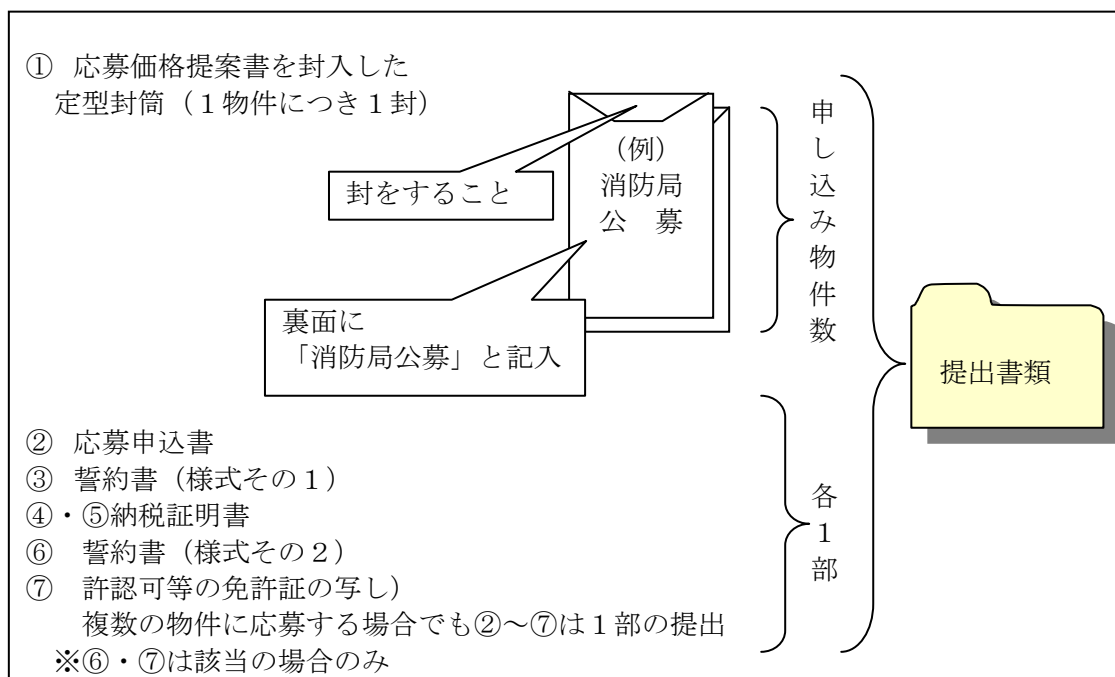
(2) 必要な書類(各1部)

- ① 応募価格提案書(東大阪市所定様式)(定型封筒に封入のこと)
- ② 応募申込書(東大阪市所定様式)
- ③ 誓約書(東大阪市所定様式その1)
- ④ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(法人の場合は様式その3の3を提出のこと)
- ⑤ 各市区町村にて発行する「市民税」、「固定資産税及び都市計画税」の各々の納税証明書(未納税額・納付額がない納税証明書の提出でも可)なお「固定資産税及び都市計画税」(あるいはどちらか)が課税対象外の場合は、誓約書[様式その2]を提出のこと
- ⑥ 誓約書(東大阪市所定様式その2)(該当の場合のみ)
- ⑦ 2- (4) にかかる許認可等の免許証の写し(該当の場合のみ)

(3) 書類の提出について

応募価格提案書のみ定型封筒（長形3号など）に入れた上で封をしてください。当該封筒の裏面に「消防局公募」と油性ボールペン等で記入してください。（次図参照）

複数の公募物件に申し込むことができますが、応募価格提案書は1物件ごとに封筒を分けてください。



(4) その他

郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

一度申込みを受理した後は、申込み物件の追加や取消しはできません。

5 設置事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査の後、応募価格提案書を開封し、東大阪市が設定する最低使用料以上で、最高の応募価格で申し込みを行った者を設置事業者として決定します。販売品目の売値は、審査の対象となりません。

(2) 最高となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、後日当該応募者立会いのもとくじにより設置事業者を決定します。

(3) 設置事業者の決定（公開選定）について

- ① 日時 平成22年3月11日（木）13時より
- ② 場所 東大阪市消防局総務部総務課
- ③ 通知の方法 決定通知文の郵送（速達・特定記録）

(4) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者（決定者のみ）へ書面で通知するとともに、東大阪市ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の区分を掲載します。

6 使用許可申請の手続き

- (1) 設置事業者に決定した者は、決定通知文の到着後速やかに、行政財産使用許可申請書及び決定通知書の写しを東大阪市消防局総務部総務課へ提出してください。

7 設置事業者の決定（使用許可）の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定（使用許可）を取り消し、場合により次回以降の設置事業者の公募に参加できません。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ 公開の場における設置事業者の決定後の辞退等、公募選定事務の円滑な執行を困難にする行為と市が判断した場合。

8 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

○ 募集に関する問い合わせ先

【公募選定の総括に関すること】

東大阪市消防局総務部総務課

東大阪市稲場1丁目1番9号（東大阪市消防局5階）

電話 072-966-9660（直通）

担当 南口・杉森